



第10回

IFRS第7号「金融商品：開示」

おおかわ たまみ
公認会計士 大川 圭美

1 はじめに

本稿では、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）のうち、国際財務報告基準第7号（以下「IFRS第7号」という。）を解説する。IFRSでは金融商品に関する基準として、測定と認識を扱う国際会計基準第39号（以下「IAS第39号」という。）、表示を扱うIAS第32号と、開示について規定しているIFRS第7号がある。IFRS第7号の特徴は、金融商品に関する包括的な開示規定であり、かつ、金融商品から生じるリスクの定量的開示がすべての業種のすべての企業のすべてのリスクに対して要求される点にある。

金融商品の開示は、企業の財政状態や経営成績を知る上で重要な項目の1つであるが、最近の金融危機に関連して最も注目を集めている開示項目の1つでもある。以下では開示規定の解説のほか、日本基準との比較も試みている。また、金融市場の混乱に伴い行われた最近のIFRS第7号に関する改訂及び改訂案、並びに公正価値に関する最近の議論につい

ても概説している。なお、本文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

2 IFRS第7号の背景と主要な特徴

IFRS第7号は2005年に公表され、2007年1月1日以降開始する会計年度より強制適用されている基準である。IFRS第7号はすべての企業のすべての金融商品（以下の4つの金融商品を除く）から生じるすべてのリスクに対して適用される開示規定である。IFRS第7号が適用されないのは、(a)IAS第27号、第28号又は第31号に従って会計処理されている子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分、(b)IAS第19号に基づく従業員給付制度に係る雇用の権利及び義務、(c)IFRS第4号に定義される保険契約¹、及び(d)IFRS第2号が適用される株式報酬契約における金融商品、契約及び義務である（IFRS第7号3項）。

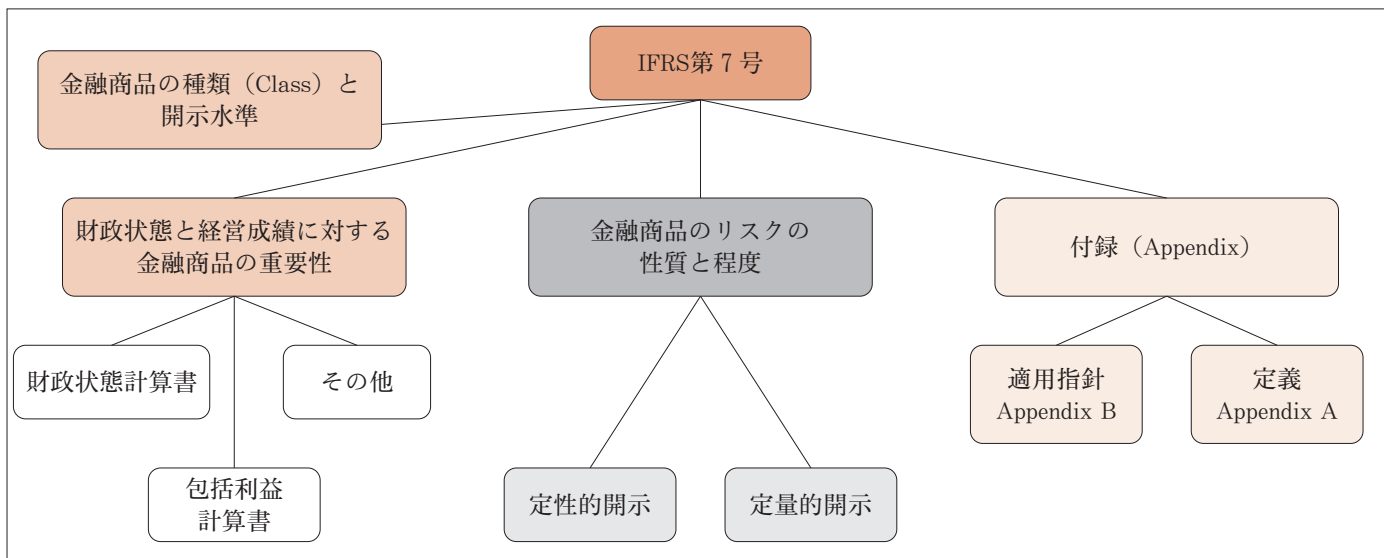
IFRS第7号が公表される以前は、IAS第32号において金融商品の表示と開示が規定され、銀行については別途IAS第30号に金融商品に関する

開示が規定されていた。IFRS第7号の導入により、すべての企業におけるすべての金融商品から生じるすべてのリスクがその開示対象となるが、開示の程度は、企業がどの程度幅広く金融商品を利用し、又はそのリスクにさらされているかにより異なってくる。なお、金融商品の認識と測定についてはIAS第39号に規定されているが、例えばローン・コミットメントといった、IAS第39号の適用対象外の金融商品であり、財政状態計算書²上で認識されない商品であっても、金融商品であればIFRS第7号の適用対象となる。

次頁の図表1は、IFRS第7号の全体像を示すものである。

IFRS第7号の目的は、財政状態と経営成績に対する金融商品の重要性と、金融商品から生じるリスクの性質と程度に関して、財務諸表利用者が評価できるような開示を提供することにあるとされている。財政状態と経営成績に対する金融商品の重要性は、財政状態計算書と包括利益計算書³ごとに、後述するような開示規定を設けている。また、その他の開示として、会計方針、ヘッジ会

図表 1：IFRS第7号の全体図



計、公正価値に関する開示が要求されている。金融商品から生じるリスクの性質と程度に関する開示としては、定性的開示と定量的開示の双方が要求されている。

IFRS第7号では、金融商品の種類ごとの開示が求められる場合、種類の構成内容に関する特別な指針を設けておらず、種類分けの方法は企業の決定に委ねられている。よって、各企業は、その金融商品の性質を考慮し、開示情報として適切でかつ財務状態計算書上の科目との調整が可能な種類を決定する必要がある（IFRS第7号6項）。ただし、種類分けに際しては、公正価値で測定されるものと、償却原価で測定されるものとは区分しなければならない（IFRS第7号Appendix B2）。

3 IFRS第7号の規定

具体的な開示規定について、以下で説明する。

(1) 財務状態及び経営成績に対する金融商品の重要性

金融商品の重要性については、財務状態計算書、包括利益計算書、そ

他に規定される開示内容に従って開示されることになる。

財務状態計算書開示

IAS第39号では、金融資産を4つのカテゴリーに、金融負債を2つのカテゴリーに区分することを要求している（それぞれのカテゴリーの種類と定義については、図表2と図表3を参照のこと）。

これらのカテゴリーに関連して以下の開示が要求されている。

- ① カテゴリー別の帳簿価額
- ② 公正価値の変動を損益認識する（以下「FVTPL」という。）と指定された貸付金や債権に関しては、以下の追加開示が要求されている（IFRS第7号9項、11項）。
 - 信用リスクの最大エクスポージャー。
 - 信用リスクの最大エクスポージャーの軽減に関連するクレジット・デリバティブ等の金額。
 - 公正価値の変動差額のうち、信用リスクに起因する公正価値の変動額並びに計算方法。
 - 対応するクレジット・デリバティブ等の公正価値変動額。
- ③ FVTPLと指定された金融負債

に関しては、以下の開示が要求されている（IFRS第7号10項、11項）。

- 信用リスクに起因する公正価値の変動額並びに計算方法。
- 帳簿価額（公正価値）と満期時の要支払額との差額。
- ④ 公正価値から償却原価へ、又はその逆に、カテゴリーの区分変更を行った場合には各カテゴリーから区分変更された金額又は区分変更されて受け入れられた金額並びにその理由（IFRS第7号12項）。

IAS第39号では、金融資産及び負債はいずれのカテゴリーに分類されるかで評価方法が異なる。そこで、各カテゴリー別の帳簿価額（貸借対照表額）を開示させる（①の開示）とともに、区分変更を行う場合には、その理由に加えて、区分変更により各カテゴリーに区分変更された金額及び受け入れられた金額を開示することで財務諸表利用者へ、より有用な情報を提供できると考えられている。

また、FVTPL区分の貸付金や債権、並びに金融負債については、追加開示が要求されている（上記

図表 2：金融資産のカテゴリー

カテゴリー	定義	測定	公正価値 評価差額
FVTPL区分 の金融資産	<ul style="list-style-type: none"> ➤ トレーディング目的金融資産 ➤ デリバティブ。ただし、ヘッジとして会計処理しているものを除く ➤ 当初認識時に公正価値オプションに基づきこのカテゴリーに指定された金融資産 	公正価値	損益
貸付金及び 債権	支払額が固定又は決定できる、デリバティブではない金融資産で、活発な市場で値がつけられていないもの	償却原価	該当なし
満期保有目 的投資	企業が満期まで保有する積極的な意図と能力を有している、支払額が固定又は決定できる、デリバティブではない金融資産	償却原価	該当なし
売却可能金 融資産	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記のいずれにも分類されない金融資産 ➤ 当初認識時に、この分類項目として指定された金融資産 	公正価値	その他の 包括利益

図表 3：金融負債のカテゴリー

カテゴリー	定義	測定	公正価値 評価差額
FVTPL区分 の金融負債	<ul style="list-style-type: none"> ➤ トレーディング目的の金融負債 ➤ デリバティブ。ただしヘッジとして会計処理しているものを除く ➤ 当初認識時に公正価値オプションに基づき、このカテゴリーに指定された金融負債 	公正価値	損益
それ以外の 金融負債	上記以外のすべての金融負債	償却原価	該当なし

②及び③)。公正価値オプションを適用した貸出金や債権については、信用リスクの最大エクスポージャーのほか、実質的なヘッジ関係となるクレジット・デリバティブ等との関係が、財務諸表利用者に有用な情報として開示が要求されている。公正価値オプションを適用した金融負債の公正価値変動には、自身の信用リスクの悪化により収益が、逆に信用リスクの改善により損失が認識されるために、信用リスクに起因する公正価値変動額は、財務諸表利用者にとって有用であるため開示が求められる。このような信用リスクに起因する公正価値差額の開示は、金融資産にも要求されている。また、FVTPL区分の金融負債の帳簿価額（この

場合は公正価値）と満期時の要支払額との差額の開示は、信用リスクが増大している企業では、公正価値と要支払額との乖離が大きいことから、この情報の開示も、財務諸表利用者に資するものとして要求されている。

さらに、以下の開示も要求されている。

⑤ 認識の中止の要件を満たさない^{iv}金融資産の譲渡に関する情報（IFRS第7号13項）。譲渡の要件を満たしていない場合、あるいは譲渡したものの、継続的関与の範囲内で認識し続けなければならない場合には、金融資産の種類（クラス）ごとに、(a)資産の性質、(b)企業が引き続きさらされているリスクと経済的価値の性質、(c)企業

がすべての資産を認識し続ける場合、資産及び関連する負債の帳簿価額、(d)継続的関与の範囲で資産を認識し続ける場合、オリジナル資産の帳簿価額総額、認識し続けている資産の金額及び関連する負債の帳簿価額、の開示が必要である。このような開示は、財務諸表利用者が引き続き負うことになるリスクの重要性を評価する際の一助となると考えられている（IFRS第7号BC24）。

⑥ 差入担保及び受入担保に関する情報として、(a)差入担保資産の帳簿価額と関連する契約条項（IASF 7号14項）、(b)受入担保資産のうち、取引相手が債務不履行にならなくても売却あるいは再担保に供することができる場合には、(i)受入担保資産の公正価値、(ii)売却又は再担保に供された担保資産の公正価値及び返還義務の有無、(iii)担保の使用に関する契約条項（IFER 7号15項）を開示する。

⑦ 金融資産の種類ごとの貸倒引当金の増減明細（IFRS第7号16項）。増減明細の内容についての規定はないので、企業にとって最も適切な開示を行う必要がある（IFRS第7号BC26）。この際、直接減額したものに対する類似の開示は要求されていない（IFRS第7号BC27）。

⑧ その価値が相互に依存する複数のデリバティブが組み込まれた負債と資本の両方の性質を有する商品（例えば、コーラブル転換社債のコールオプションの公正価値は金利と株価の両方に左右される）については、その特徴を開示しなければならない（IFRS第7号17項）。

⑨ 借入金の債務不履行に関する情報（IFRS第7号18項）。

包括利益計算書の開示

包括利益計算書における金融商品の重要性に関する情報を提供するために、以下の開示が要求されている（IFRS第7号20項）。なお、以下の開示は、包括利益計算書上に表示することも、又は注記項目とすることもいずれも選択可能である。

- ① 金融資産及び金融負債のカテゴリごとの純損益。IAS第39号ではカテゴリごとに測定方法が異なるため、金融商品の財務業績を財務諸表利用者が理解する上でこれらの開示が必要であると考えられている（IFRS第7号BC33）。なお、公正価値の変動損益に受取利息や支払利息を含める企業もあれば含めない企業もあるため、利息等が含まれているか否かの開示は有効であるとされている（IFRS第7号BC34）。
- ② FVTPL区分以外の金融資産及び金融負債の受取利息総額及び支払利息総額
- ③ FVTPL区分以外の金融資産及び金融負債から生じる受取手数料及び支払手数料、並びに、信託やその他の受託活動から生じる受取手数料及び支払手数料
- ④ 減損した金融資産から生じる償却額（受取利息）^v
- ⑤ 金融資産の種類ごとの減損損失の金額

その他の開示

その他の開示として、金融商品に関する会計方針のほか、ヘッジ会計に関連する開示、並びに公正価値に関する開示が要求されている。

- ① IAS第1号に規定される会計方針のほか、財務諸表作成のために用いられる測定基準、並びに財務諸表の理解に資するその他の会計

方針も開示しなければならない（IFRS第7号21項）。IFRS第7号のAppendix Bには以下の開示内容が例示されている（IFRS第7号B5）。

- FVTPLに指定した金融資産及び金融負債の性質、FVTPLの指定基準、公正価値オプションの適用によりFVTPLに指定した場合には、要件をどのように満たしているのかの説明^v。
 - 売却可能投資の指定基準。
 - 約定日基準又は受渡日基準のいずれを採用しているか。
 - 貸倒引当金勘定を使用するのか、直接減額するのか、その基準。
 - 各カテゴリの金融商品における純損益に何が含まれるのか。例えば、FVTPL区分の商品において、受取利息や受取配当金を含めるのかなど。
 - 減損が生じているという客観的な証拠の有無を判定する基準。
 - 条件緩和金融資産の会計方針。
- ② ヘッジ会計について、ヘッジの種類、ヘッジ手段として指定されている金融商品及びリスクの性質（IFRS第7号22項）のほか、ヘッジの種類（キャッシュフロー・ヘッジか公正価値ヘッジか、又は在外事業体の純投資ヘッジか）により開示項目が規定されている。
 - a. キャッシュフロー・ヘッジ：キャッシュフローの変動をヘッジすることを目的としたヘッジ関係であり、ヘッジ手段の評価差額のうち有効部分をその他の包括利益に計上する。以下を開示しなければならない（IFRS第7号23項、24項）。
 - ヘッジ対象キャッシュフローが生じると予想される時期。

- 予定取引の発生が最早見込まれない場合にはその旨。
- その他の包括利益に計上された金額。
- その他の包括利益から損益に振り替えられた金額。
- その他の包括利益から振り替えられ、非金融資産の取得原価に含められた金額。
- 損益として認識されるヘッジの非有効部分。

- b. 公正価値ヘッジ：公正価値の変動をヘッジすることを目的としたヘッジ関係であり、ヘッジ対象を公正価値評価し、評価差額を損益計上する。以下を区分して開示しなければならない（IFRS第7号24項）。
 - ヘッジ手段から生じた損益。
 - ヘッジ対象から生じた損益。

- c. 在外事業体の純投資ヘッジ。以下を区分して開示しなければならない（IFRS第7号24項）。
 - 損益として認識される非有効部分。

- ③ 公正価値に関して、以下の開示が要求されている。

- a. 金融資産及び金融負債の種類ごとに、帳簿価額との比較が可能となるように公正価値を開示（IFRS第7号25項）する。

- b. 種類ごとの公正価値を決定するための評価方法及び／又は評価技法に関して以下の開示（IFRS第7号27項）が必要。
 - どのように公正価値が決定されるか。例えば、公表市場価格を直接参照するか、又は評価技法を用いて見積もられるか。
 - 評価技法に使用されるインプットが観察可能な市場デー

タではない場合にはその旨。
データを変更することで公正
価値が著しく変わる場合には
その旨と変動額及び公正価値
変動総額のうち損益計上額。

- c. 取引日利益に関する会計方針
と未認識総額、並びに増減明細
(IFRS第7号28項)。評価技法
に観察不能なインプットを用い
ている場合には、取引日の評価
技法に基づく公正価値と取引価
額との差額の「取引日利益」は
損益認識してはならない (IAS第
39号AG76A)。このような場合、
繰り延べられた取引日利益のそ
の後の会計処理方法、並びに期
首と期末の繰延取引日利益の増
減を開示しなければならない。
- d. 公正価値を算定できない特定
の持分商品等に関しては、信頼
性をもって公正価値を測定でき
ない事実、その理由、商品等の
内容の開示が要求される (IFRS
第7号30項)。

(2) 金融商品のリスクの性質と程度

IFRS第7号では、企業がさらさ
れる金融商品から生じるリスク及び
リスクを特定・測定し管理する方
法についても、財務諸表利用者は評価
の対象とすることを前提として、金
融商品のリスクの性質と程度につ
いての開示を要求している。IFRS第
7号でのリスク開示は、以下の2つ
の目的のバランスを取ることを意図
している (IFRS第7号BC40)。

- 企業がさらされることになるリ
スクに関して比較可能な情報を利用
者が受領できるようにすべての
企業に首尾一貫した規定を適用す
る。
- どの程度開示するかについては、
企業の金融商品の使用の程度及び

図表4：リスクの種類

リスクの種類	定義 (IFRS 7号 Appendix A)
信用リスク	契約相手の債務不履行により損失を生じるリスク
流動性リスク	金融負債に関連した債務を履行する際に困難に直面するリスク
市場リスク	市場価格の変動により、金融商品の公正価値又はキャッシュフローが変動するリスク
為替リスク	金融商品の公正価値又は将来キャッシュフローが為替レートの変化によって変動するリスク
金利リスク	金融商品の公正価値又は将来キャッシュフローが市場金利の変動により変動するリスク
その他の価格リスク	市場価格 (金利リスク又は為替リスク以外) により金融商品の公正価値又は将来キャッシュフローが変動するリスク

それに関連して負うことになるリ
スクの範囲に依存するものである。
これらの2つの目的をバランスさ
せるために、IFRS第7号では必須
開示項目を特定している。さらに、
より高度なリスク管理体制を敷いて
いる企業はより詳細な情報を提供す
ることもできるとしている (IFRS第
7号BC42)。なお、IFRS第7号で想
定している金融商品から生じるリス
クとその定義については、図表4に
まとめている。

IFRS第7号では、すべての企業
に対してリスクの定性的開示と定量的
開示を要求している。

定性的開示

すべての企業は金融商品から生じ
るリスクの種類ごとに以下を開示し
なければならない (IFRS第7号33
項)。

- どの程度のリスクにさらされて
いるのか、どのようにリスクが生
じているのか。
- 企業のリスク管理の目標、方針、
プロセス。
- リスクを測定するために用いら
れる方法。
- 前期からの変更がある場合には、
その変更理由。

定量的開示

定量的開示は、金融商品から生じ
るリスクの種類ごとに開示が要求さ
れる。原則として主要経営者に提供
されるリスク・エクスポージャーに
関する定量的データを開示すること
が求められているが、主要経営者に
内部データの提供がない場合でも、
財務諸表利用者の比較可能性確保の
ために下記に記載する必須開示項目
の開示が要求される (IFRS第7号34
項)。

なお、リスクの開示箇所につ
いては、リスクは主観的で将来に関する
ものであり、経営者の判断に基づく
ものであるため、財務諸表注記とす
べきではなく、かつ監査対象として
も監査が難しいものであり、米国で
は財務諸表注記ではなく、MD&Aと
呼ばれる経営者による説明セクショ
ンで開示されていることから、これ
らを財務諸表注記とすることに対し
ては多くの反対意見が寄せられた。
しかし、IASBはリスク情報を財務
諸表注記の一部とすることを決定し
た。これは、リスク情報は財務諸表
利用者にとって有用であり、金融商
品のリスク情報の開示を行わない財
務諸表は不完全なもので、財務諸表
利用者に誤解を与える原因になると
判断したためである (IFRS第7号B

C45)。

① 信用リスクに関しては、金融商品の種類ごとに以下を開示しなければならない (IFRS第7号36項、37項)。

➤ 報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額 (担保その他の信用補強を考慮してはならない)。信用リスクを発生させる活動及び信用リスクに対して関連する最大エクスポージャーとして、以下のものが例示されている (IFRS第7号B10)。

- a. 貸付の実行・預金の預入れ：当該金融資産の帳簿価額
- b. デリバティブ契約の締結：公正価値額
- c. 金融保証の付与：履行請求された場合に支払わなければならない最大額
- d. 取消不能なローン・コミットメントの提供：コミットメント金額 (現金又は他の金融商品で純額決済できない場合^①) 信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、金融資産については、IAS32号に準拠して相殺可能な金額を控除した後の帳簿価額からIAS第39号に準拠して減損損失を控除した後の帳簿価額 (IFRS第7号B9) とされている。

- 上記に関連する担保又はその他の信用補強の内容。
- 期限の経過していない、減損もしていない金融資産の信用の質。
- 条件変更された金融資産の帳簿価額。
- 延滞した、又は減損した金融

資産の分析 (IFRS第7号37項)。

- a. 報告日現在、延滞しているが減損していないと判断された金融資産の年齢分析は金融資産の種類ごとに開示しなければならない。
- b. 報告日現在、減損していると個別に判定された金融資産の分析は、そのときに企業が考慮した要因を含めて、金融資産の種類ごとに開示しなければならない。
- c. 企業は延滞している又は減損した金融資産の種類ごとに保有している担保又は信用補完を開示する。実務上可能であれば公正価値も開示する。

➤ 取得した担保又は信用補強 (IFRS第7号38項)。

- a. 担保又は信用補完契約に基づいて取得した金融資産又は非金融資産の性質及び帳簿価額。
- b. そのような資産を容易に現金化できない場合には、資産利用又は資産処分の方針を開示。

② 流動性リスクについては、金融負債の契約上の満期までの期間を示す満期分析のほか、流動性リスクの管理方法も開示しなければならない (IFRS第7号39項)。なお、IFRS第7号では分析期間を特定していないので、企業が適切な期間を決定することが必要になってくる。IFRS第7号の例示では(a) 1か月以内、(b) 1か月超～3か月以内、(c) 3か月超～1年以内、(d) 1年超～5年以内という期間分けが示されている (IFRS第7号B11)。また、満期分析で記載される金額は契約上の割引前キャッシュフロー

とされている (IFRS第7号 B14) ため、財政状態計算書上の金額とは異なることになる。なお、Appendix Bに留意事項がまとめられており、参照することが望ましい。

③ 市場リスクとして、リスクの種類ごとに、必須開示項目が規定されている (IFRS第7号40項、42項)。

➤ 市場リスクの種類ごとに感応度分析を開示しなければならない。感応度分析には純利益及び資本 (Equity) への影響が記載されなければならない。なお、感応度分析で要求されるのは、報告日に存在し得るリスク・エクスポージャーに関連するリスク変数を当てはめた場合、純利益及び資本にどのような影響が出るかを示すものであり、期間損益がどのようなものであったかを算定することを求めるものではない。

➤ 感応度分析に用いられた方法及び仮定。

➤ 前期から方法及び仮定に変更がある場合にはその理由。

➤ 感応度分析が金融商品のリスクを表していないと考える場合には、その事実と理由。これは感応度分析ではたった1つの数値の変化を表すのみであり、限界があるため、必要に応じて追加開示を求めるものである。

④ なお、企業 (例えば銀行) がリスク管理目的に相関関係を反映した感応度分析 (例えば、VaR^②) を利用している場合には、上記の必須開示項目に代えて、当該数値を開示することが容認されている。この場合、分析の方法及び仮定の説明のほか、分析の目的やその限

界も開示することが要求されている（IFRS第7号41項）。

⑤ リスクの集中（IFRS第7号34項）。

4 日本基準との差異

金融商品の公正価値の開示が特定の金融資産にのみ要求されていることは、日本基準とIFRSとの同等性評価で相違点としてEUに指摘されていることの1つであった。このため、コンバージェンスの一環、及び、公正価値情報に対するニーズの拡大を踏まえ、投資家に対して有用な情報を提供することを目的として、2008年3月に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が改訂され、同時に企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が公表された。この改訂により、公正価値の開示が現行の有価証券と一部のデリバティブから、すべての金融商品へと拡大され、かつ、財務諸表注記として、金融商品から生じるリスクの開示が要求されることになる。日本基準の開示規定は2010年3月31日以降終了する会計年度の年度末財務諸表から適用され、市場リスクの定量的分析の開示は1年遅れて、2011年3月31日以降終了する会計年度の年度末財務諸表から強制適用される。早期適用も可能である。

ただし、IFRS第7号とは異なり、金融商品から生じるリスクが重要である企業（例えば、銀行、証券会社、ノンバンク等）には、金融商品から生じる市場リスクの定量的開示が要求されるが、その他については、市場リスクの定量的開示は免除されている。また、日本基準では市場リスク以外のリスクの定量的開示につい

て、適用指針第19号では規定されていない。信用リスクについては、IFRS第7号で開示を要求される項目のうち、いくつかは既に開示項目として何らかの開示はされていると考えられる。また、流動性リスクについては、借入金や社債については満期分析はなされている。ただし、いずれもIFRS第7号で要求される開示対象や内容が多いため、IFRSを適用する場合には、追加的な情報収集が不可欠であると思われる。

金融商品の開示において、公正価値は重要な意味を持っている。公正価値の概念に日本基準とIFRS上の差異はあるのだろうか。IFRSでは「公正価値」に関する包括的な規定はないが、金融商品については「公正価値とは、独立第三者間取引において、取引の知識のある自発的な当事者間で、資産が交換されうる又は負債が決済されうる金額をいう（IAS第39号9項）」と定義されている。市場参加者の視点が必要とされており、保有している資産にはビッド（買呼値）を、発行済の自債にはアスク（売呼値）を使うべきであることを明記している（IAS第39号AG72）。日本基準では公正価値^{ix}とは、「公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価格である（実務指針第47項）」とされており、出口価格も入口価格も容認している（実務指針第48項）。日本基準でもIFRSでも、金融商品については市場価格を第1とし、ない場合には評価技法で見積もることとするというヒエラルキーは有している。ただし、IFRSでは取引価格が最善の公正価値であるため、評価技法に市場で観

察可能ではないインプットが使用されている場合には、取引日利益の認識を認めないのに対して（IAS第39号AG76A）、日本基準には特に規定がないため、取引日利益も認識されているものと考えられる。

IAS第39号では公正価値を期末日（測定日）における価格とし、日本基準で容認されているような期末を含む一定期間の平均値（金融商品会計基準注解7）は公正価値としては認めていない。

さらに、金融商品は公正価値の算定が可能という前提があり、市場価格のない株式についても、合理的に測定可能である限り、公正価値で評価することが要求される。日本基準では、2008年3月に改定された適用指針19号で、市場価格がない場合には、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当するものとしており（適用指針19号第39項、実務指針63項但書）、公正価値の開示もしないことになる。よって、特定の企業で非上場株式の公正価値を合理的に算定できる場合でも、日本基準上は公正価値の開示はなされないものと考えられる。

5 IFRS第7号の改訂及び改訂案

米国発の金融危機に関連して、IFRS第7号の改訂及び改訂案の公表が続いている。以下には2009年1月31日現在で公表済みの改訂及び改訂案とその概略を記載している。

① 2008年11月にEUの要請により正式なデュープロセスを踏むことなく、トレーディングに区分するデリバティブ以外の金融資産及び売却可能金融資産の区分変更を容認するIAS第39号の改訂が行われ

た^x。同時にIFRS第7号も改訂され、トレーディング又は売却可能金融資産から他の区分へ区分変更したものについては、以下の追加開示が要求されることとなった。これらの開示により、区分変更を行った企業と行わなかった企業を財務諸表利用者が比較できるように、変更を行った企業については、変更していなかったと仮定した場合の影響額の開示や、変更を行った結果生じた影響を開示することを求めている（改訂IFRS第7号12A項）。

- 各カテゴリーから区分変更された金額又は区分変更されて受け入れられた金額。
 - 区分変更した金融資産の認識が中止されるまでの各報告期間における、当期及び前期以前に区分変更されたすべての金融資産の帳簿価額と公正価値。
 - まれな状況により区分変更された場合、事情がまれであることを示す事実と状況。
 - 区分変更された期とそれ以前の期における損益又はその他包括利益に計上された金融資産に係る公正価値損益。
 - 当期及び将来の期間にわたって、もし当該金融商品が区分変更されていなかった場合、損益又はその他の包括利益で認識されていたであろう公正価値損益、及び実際に損益計上された金額。
 - 金融資産の区分変更を行った日における実効利率と企業が回収すると予測する見積将来キャッシュフロー。
- ② 2008年10月にIFRS第7号の改訂公開草案「金融商品の開示の改善」が公表されたⁱⁱ。これは、米

図表5 公正価値ヒエラルキー

レベル	公正価値
レベル1	活発な市場における同一の商品の市場価格を用いて測定された公正価値
レベル2	活発な市場における類似の商品の市場価格を用いて測定された公正価値、又は評価技法を用いて測定された公正価値のうちすべての重要なインプットが観察可能な市場データに基づいているもの
レベル3	評価技法を用いて測定された公正価値のうち、重要なインプットが観察可能な市場データに基づいていないもの

国発の金融危機の状況において、企業の金融商品に関する開示の透明性の確保及びこれらの金融商品が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローに及ぼす影響の重要性への関心が高まってきていることを受けて公表されたものである。改訂案は、公正価値による測定の開示の強化のほか、流動性リスクに関する開示の改善を図ることを目的としている。

(ア) 公正価値による測定の開示

公正価値を測定する際に用いられたデータの重要性を反映するように、公正価値ヒエラルキーを用いた開示を行うことが提案されている。この公正価値ヒエラルキーは、米国のFASB基準書第157号「公正価値による測定」で規定されているヒエラルキーと整合した内容になっている。公正価値ヒエラルキーについては、図表5参照。

改訂案では金融商品の種類ごとに、財政状態計算書上の公正価値が全体として公正価値ヒエラルキーのどのレベルに相当するかを原則として表形式で開示することを提案している。また、公正価値ヒエラルキーのレベルに変更がある場合には、その理由を開示することも提案している。その他評価技法を変更した場合にはその理由についても開示が求められる。FASB基準書第157号とは異なり、財政状態計算書上、公正価値では測定されていない金融商品についても、

その公正価値をレベルごとに開示することが提案されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される商品について、開示が追加されていることはFASB基準書第157号と同様である。金融商品の種類ごとに増減明細と、以下の項目に関する期中変動を開示しなければならない。

- 実現したか未実現であるかにかかわらず、損益として認識された利益又は損失の合計額、及びそれらの包括利益計算書における表示箇所。
- その他包括利益計算書に含まれている利益及び損失の合計額。
- 購入、売却、発行及び決済額（純額）。
- レベル3への、又はレベル3からの振替え。

さらに、レベル3に分類されている金融商品の種類ごとに、該当する報告期間末現在で保有している資産及び負債に関連して純利益に含まれる未実現損益の合計額、及びそれらの包括利益計算書における表示箇所についても開示することを提案している。

また、FASB基準書第157号では要求されていないが、公正価値による測定に使用されている1つ又は複数のインプット・データを合理的な別の仮定に変更した場合に、公正価値による測定に重要な影響を及ぼすものについて、金融商品ごとにその影

退職給付債務計算ソフト

PBO Master[®]

Ver5 (愛称: ピーマス)

- アクチュアリー・公認会計士・システムエンジニアが導入及び保守をサポート
- 決算時には、弊社で再計算を行いアクチュアリーの署名付PBO報告書を発行
- PBO計算・退職給付会計・年金制度に関する質問、監査法人からの質問・確認にも専門家が対応

お問合せは
こちらまで

株式会社 I I C パートナーズ

〒105-0003 東京都港区西新橋2-4-2
西新橋安田ユニオンビル5F
Tel: 03(5501)3758 Fax 03(5501)3759
E-Mail: mailiic@iicp.co.jp
URL: http://www.iicp.co.jp
担当: 中村淳一郎

中立系年金コンサルティングファーム
年金業務政令指定法人



響を開示することが提案されている。

(イ) 流動性リスクの開示

流動性リスクの開示に関しては現在のところその開示が実務上統一されていないことに対処するために明確化されたものである。開示対象として、現金又は他の金融資産の流出につながる金融負債についてのみ流動性リスクを開示するという改訂が提案されている。デリバティブ負債については、満期分析はその流動性リスクの管理方法に基づいた開示を行うことを提案している。非デリバティブ金融負債については、残存契約期間に基づく満期分析の開示を継続することを提案しているが、企業が予想満期日に基づいて非デリバティブ金融負債の流動性リスクを管理している場合には、契約満期日に加えて予想残存期間も開示することを提案している。

流動性リスクの管理方法として、満期分析における見積りの決定方法に関する開示を追加することが提案されている。満期分析に含まれる見積キャッシュフローが、満期分析における時期よりも著しく早期に発生するか、又は金額が大幅に異なる場合には、財務諸表利用者が当該リスクの範囲を評価できるようにするため、その旨を開示するとともに定量的情報を追加することが提案されている。

さらに、企業が流動性リスク管理の一環として保有している金融資産の満期分析についても必要に応じて開示することが提案されている。

改訂案は2009年第1四半期に最終化されることが予定されており(2009年2月10日現在)、適用は2009年7月1日以降開始する会計年度から行われる予定である。早期適用が

認められる予定である。

6 公正価値に関する最近の議論

IASBでは、米国での公正価値測定の規定であるFASB基準書第157号に対する意見を集め、現在、包括的なガイダンスの策定に向けて審議を続けている。現状では、FASB基準書第157号で採用されている公正価値を出口価格とすること、市場参加者の視点を入れること等、主要な考え方を採用することがIASBで暫定的に合意されている。2009年第1四半期に公開草案が出されることが予定されており、2010年上半年に最終化されることが計画されている(2009年2月10日現在)。

また、サブプライム問題に端を発する金融市場の混乱が契機となり、一部の商品で流動性が著しく低下し、市場で値がつかないような状況において、どのように公正価値を考えるべきかが論点となっている。2008年4月に金融安定化フォーラムより市場が活発ではない場合の公正価値測定に関するガイダンスの作成の提言がなされた。これを受けてIASBでは2008年5月に専門家アドバイザリー・パネル(Expert Advisory Group)を組織し、同年10月31日にパネルは最終レポートを公表した³⁾。レポートでは、公正価値測定の目的は、測定日における、市場参加者が行う通常の秩序ある取引での価格を算定することであり、この目的は金融危機の状況でも不変であることが明記された。さらに、活発ではない市場での取引価格は決定要因ではない可能性はあるものの、評価技法を使用する場合でも測定日において市場参加者が考慮する信用リスクや流動性リス

クは考慮しなければならないことも明らかにされている。活発な市場での価格がある場合にはそれを使用し、活発ではない場合で評価技法を使用する場合であっても、できるだけ市場で観察可能なインプットを用いるという公正価値ヒエラルキーを覆すものではないことが確認されている。

7 おわりに

金融商品に関する会計・開示基準は、コンバージェンスやアドプションに向けて、会計基準間の差異が多く、多くの修正が必要な分野の1つであると考えられる。加えて、金融商品に関する開示は、その内容が拡大傾向にある。経営陣がどのように金融商品に関連するリスクをコントロールしているのか、公正価値の評価方法はどのような内容なのか、評価方法の信頼性のレベルに基づく公正価値の定量的開示、経営陣に報告される内部情報をベースとしたリスクの定量的開示、また定量的情報が経営陣に報告されていない場合でも一定のリスクの定量的開示が要求されるなど、記載内容は増大していく傾向にある。財務諸表作成者に求められるのは更なる説明能力の強化であり、監査人にはそれを監査し意見を表明するという難しい課題があると考えられる。

〈注〉

- i 保険会社は、特定の事項を除き、IFRS第7号で要求されるリスクの性質と程度に関する開示を行わなければならない(IFRS第4号39項(d))。
- ii 2009年1月1日以降開始する会計年度から適用となるIAS第1号

(改訂版)において、財務諸表の構成要素が一部変更された。貸借対照表が財政状態計算書へ、損益計算書が包括利益計算書へと変更されている。この改訂に併せて2008年版IFRSに含まれるIFRS第7号の記述も一部変更されている。このため、本稿中はIAS第1号(改訂版)で使用されている名称に統一している。

- iii 同上。
- iv 金融商品の認識の中止の要件はIAS第39号15項から37項に規定されている。日本基準における財務構成要素アプローチとは異なり、リスク経済価値アプローチを基本とするが、判断がつかない場合には継続的関与を検討するというアプローチを採っている。
- v IAS第39号では、減損損失を認識して直接減額した金融商品についても、その後実効利息法を適用し、受取利息を認識することとしている(IAS第39号AG93)。
- vi 金融商品に対して公正価値オプションを適用して、FVTPL区分に指定することができるが、IAS39号ではどのような場合に公正価値オプションを適用できるかについて要件を定めている(IAS第39号9項、11A項、12項)。
- vii 現金又は他の金融資産で純額決済されるローン・コミットメントは、デリバティブとして会計処理される(IAS第39号4項)。
- viii VaR(Value at Risk)とは、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、ある金融商品に生じる損失の推計値である。リスク管理ツールとして金融機関などでは使用されている。
- ix 日本基準では「公正価値」では

なく、「時価」を使用しているが、混乱を避けるために、本稿では「公正価値」で統一的に使用している。

- x IASBが2008年10月13日に公表した「金融資産の分類の変更—IAS第39号『金融商品：認識及び測定』及びIFRS第7号『金融商品：開示』の改訂」。
- xi IASBが2008年10月に公表した公開草案「IFRS第7号の改訂：金融商品の開示の改善」。コメント締切りは2008年12月15日であった。
- xii 最終パネル・レポート(Measuring and disclosing the fair value of financial instruments in markets that are no longer active)はIASBのウェブサイトから入手可能である。

教材コード	J 0 2 0 4 6 4
研修コード	2 1 0 3 0 9
履修単位	1単位